3　不正プログラムの混入防止等
本システムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、本システムを運用する職員に周知すること。

八　データ、プログラム、ドキュメント等の管理
1　データ等の取扱い及び管理
イ　データ、プログラム及びドキュメントについては、定められた場所に保管すること、受渡し及び保管に関し必要な事項を記録すること、使用、複写、消去及び廃棄は責任者の承認を得て行うとともにその記録を作成すること等、その取扱い及び管理の方法を明確にすること。
ロ　データ、プログラム及びドキュメントの内容については、最新の状態にしておくこと。
ハ　データ、プログラム及びドキュメントを変更した場合については、変更者及び版数の管理を行うこと。
ニ　プログラムの改ざん、消去等を防止するために、プログラムの登録及び抹消は、責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。
ホ　データ、プログラム及びドキュメントを廃棄する場合には、消磁、破砕、溶解等の措置を講ずること。
ヘ　市町村長は、法務大臣からデータ、プログラム及びドキュメントの返却又は廃棄を求められたときは、これに応じるよう努めること。
2　帳票の管理
イ　未使用の重要な帳票の在庫管理及び廃棄の方法を定めること。また、重要な印字済みの帳票の受渡し及び廃棄の方法を定めること。
ロ　事務室の出力装置から出力する場合のデータの漏えいを防止するため、必要な措置を講ずること。

九　障害時等の対応
1　障害の早期発見
イ　連携サーバの障害箇所を発見するための機能を整備すること。
ロ　情報連携端末等については、日常的な運用において障害箇所の早期発見に努めること。
2　早期回復のための代替機能等の整備
イ　本システムの重要な構成機器及び関連設備について、障害が発生したときに代替することができる機能を整備する等、必要な措置を講ずること。
ロ　あらかじめ定められた作業手順に従って代替機能等が確実に機能することを、試験等により確認すること。
ハ　連携サーバの重要なファイルについては、他の磁気ディスクに複製することとし、必要に応じ、複製された磁気ディスクを当該ファイルを記録した磁気ディスクとは別に保管すること。
ニ　障害が発生したときに、複製された重要なファイル等を基に速やかに連携サーバを回復させるための機能を整備すること。
3　不正アクセスの早期発見
連携サーバにおいて、不正アクセスを早期に発見するための機能を整備すること。
4　不正アクセスが判明した場合の対応
法務大臣は、不正アクセスが判明した場合、市町村長及び総務大臣と連絡調整を行い、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること。

十　委託を行う場合等の措置
1　委託先事業者等の社会的信用の確認等
法務大臣が本システムの開発、変更、運用、保守等について委託を行う場合は、委託先事業者等の社会的信用及び能力を確認すること。また、委託先事業者等に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。さらに、委託先事業者等によるエラー及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。
2　再委託の制限等
法務大臣は、委託先事業者等が委託業務の一部を第三者に委託する場合の制限、事前申請及び承認に関する事項を委託先事業者等と取り交わすこと。
3　委託先事業者等の分担範囲等の明確化
法務大臣は、本システムの開発、変更、運用、保守等に複数の委託先事業者等が関わる場合は、分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、作業上必要な情報交換を行えるような措置を講ずること。
4　要員派遣を受ける場合等の措置
法務大臣は、委託先事業者等が要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講ずること。
5　準用
1から4までの規定は、市町村長が情報連携端末等の運用について委託を行う場合に準用する。

第六　住民記録システムデータベースサーバとの情報連携
一　連携の方式
1　法務省通知又は市町村通知に関する事務の処理を行うため、情報連携端末と住民記録システムデータベースサーバとの間で情報の連携（情報連携端末と住民記録システムデータベースサーバとの間で行われる情報の移送をいう。以下同じ。）を行うときは、次のいずれかの方法によるものとすること。
イ　電気通信回線を使用して情報の連携を行う方法
ロ　電磁的記録媒体（以下「連携媒体」という。）を使用して情報の連携を行う方法
ハ　職員がそれぞれの電子計算機から出力した情報をそれぞれの電子計算機に入力して情報の連携を行う方法
2　市町村長は、1のイからハまでの方法について定め、又は変更したときは、その旨を法務大臣に通知すること。
二　日次処理の原則
情報の連携は、日次処理又はそれ以上の頻度による処理を原則とすること。ただし、地方公共団体の休日に当たる場合、災害又は障害等により日次処理を行うことができない場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
三　管理等
1　第五の二、三、八及び十（5を除く。）の規定は、一1イの方法により情報の連携を行う場合に準用する。
2　第五の八及び十（5を除く。）の規定は、一1ロ及びハの方法により情報の連携を行う場合に準用する。
3　その他、一1ロの方法により情報の連携を行う場合には、次のとおり連携媒体を管理すること。
イ　連携媒体は、原則としてデータの暗号化及び暗証番号の設定が行える機能を有するものとすること。
ロ　連携媒体は、可能な限りコンピュータウイルスの検査等が行える機能を有するものとするよう努め、又は当該機能に準ずる運用を行うよう努めること。